



本日のヒアリングについて

令和8年5月27日
事務局

○ 電気通信事業者によるクラウドサービスの利用状況等

- 「**電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針**」（令和7年9月4日策定）において、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定されるため、電気通信事業者向けの**クラウドサービスの実態把握**として、その料金や提供条件、**主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査**を行うとしている。
- 令和7年度評価では、国内の主要な電気通信事業者におけるクラウドサービスの利用状況について、**事業者アンケート等で確認**を行っており、その**取りまとめ結果について、調査請負会社から説明**を実施するもの。
- 令和7年度評価においては、国内の主要な電気通信事業者によるクラウドサービスの利用状況等を踏まえ、**電気通信市場の競争環境の観点から、今後の調査及び評価の方法について検討**する。

○ NTT東西の活用業務について

- **NTT東西の活用業務**は、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障のない範囲内で実施してきたが、令和7年改正NTT法により、**個別業務ごとの事前届出制から、実施基準に従って営むことができるように緩和**した上で、実施状況報告に基づく**事後検証を実施**する制度に見直しがされた。
- これを受け、来年度以降の**当委員会における事後検証に資するよう**これまでの**活用業務の実施状況と、本日届出・公表した実施基準の内容について、NTT東西より説明**の申出があり、ヒアリングを実施するもの。
- あわせて、令和7年改正NTT法により法定化された**NTT東西の禁止業務のうち移動通信の業務※に関するNTT要望**についても説明がある予定。

※改正NTT法及びNTT法施行規則により、NTT東西は、以下を除く移動通信サービスは提供不可とされている。

- ① 「ローカル5G」、「公衆無線LAN」
- ② （公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められ、）別に告示する役務（現時点では該当なし）

○ 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（令和7年9月4日）

2 競争状況等の調査及び評価の概要

（5）調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し

毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、本方針を見直す。

NTTグループに対する公正競争条件の法定化、**NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社**（以下「NTT東西」という。）**の活用業務（NTT法第2条第6項に規定する業務をいう。）の事後検証化**等、令和7年改正法において令和8年度までに施行が予定されている項目については、関係省令等の整備状況等を踏まえ、令和8年度に本方針を改定し、調査及び評価の方針を定める。

3 電気通信事業者間の競争の状況の調査

（3）電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

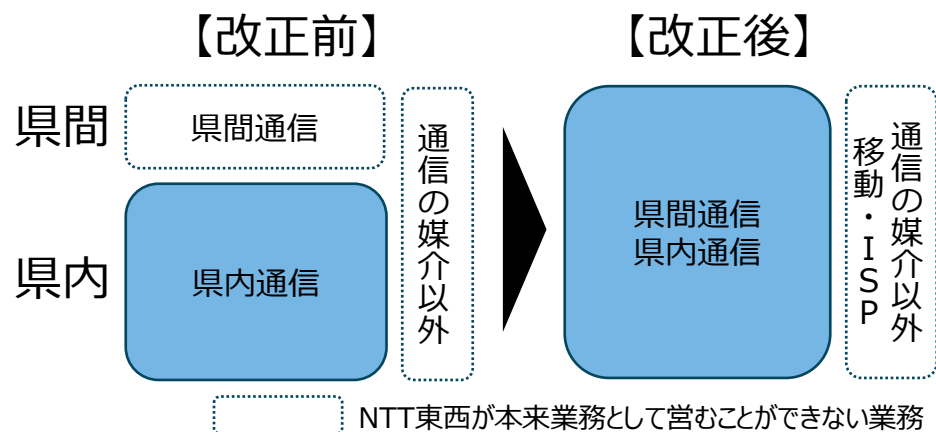
仮想化技術等の発達により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、今後、通信ネットワークを構成する設備や機能の変化とともに、これらを提供する事業者の影響力の拡大など、ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定される。

このため、**電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握として、その料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等の調査を行う。**

- **ブロードバンド・IP化の進展**により、NTT東西に対する**県域業務規制**が前提としていた**距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造**に変化し、**県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化**。
- **活用業務の類型化**が進む中、その**実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）は**維持**しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、**事前届出を見直し、事後検証に見直し**。

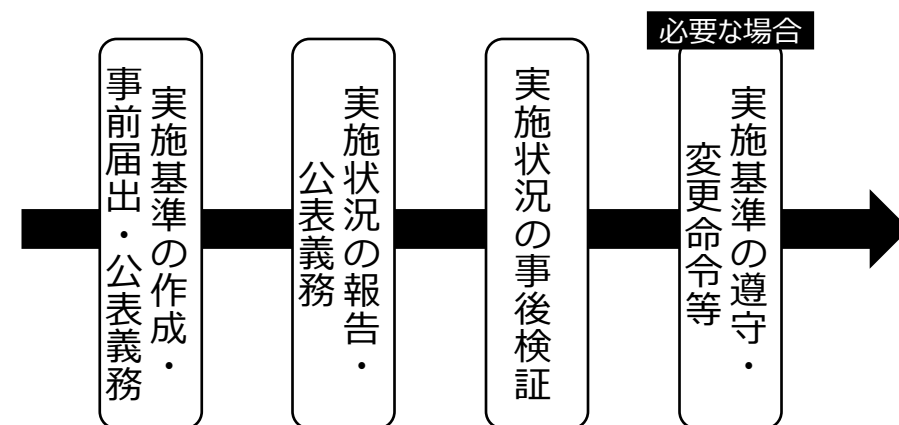
県域業務規制の撤廃

- **本来業務**について、**県域業務規制を撤廃**
- ただし、**移動通信、ISPの公正競争の確保に支障のある業務は、実施を認めないことを明確化**



活用業務の手続の簡素化・効率化

- **活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制**から、**実施基準に従って営むことができるよう緩和**
- 活用業務の実施状況については、**事後検証を実施**



※ 活用業務は、2001年のNTT法改正により、**地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務**としてNTT東西は実施。